

埼玉県訓令第6号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中

人権推進課

人推

」を

「人権・男女共同参画課

人男女

」に改め、同表オリンピック・

パラリンピック課の項、男女共同参画課の項及び田園都市づくり課の項を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。